

# 令和元年度 美波町職員採用試験について(令和2年4月採用)

第1次試験日：令和元年10月20日(日)

申込受付期間：令和元年8月13日(火)～令和元年8月29日(木)

## 1. 試験区分、採用予定人員及び受験資格

(1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。

(2) 申込み後は「試験区分」の変更はできません。

試験区分		採用予定人員	受験資格
一般事務 ①	高等学校 卒業程度	若干名	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。
一般事務 ② 【障がい 者対象】	高等学校 卒業程度	若干名	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、 受験申込日及び受験日当日において有効である次に掲げる手帳等 の交付を受けている者。 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府 県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医に よる障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障 がい有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこ う若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は 肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。) ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精 神障害者保健福祉手帳 ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳若 しくは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉セン ター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的 障害者であることの判定書
建 築	高等学校 卒業程度	若干名	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、 次のいずれかに該当する者。 ・1級又は2級建築士の資格を有する者又は、令和2年3月31日 までに当該資格を取得見込みの者。 ・建築士法第14条又は、第15条に規定する建築専門課程を修め 卒業した者又は、令和2年3月31日までに当該課程を修め卒 業見込みの者。
土 木	高等学校 卒業程度	若干名	昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、 土木専門課程を修め卒業した者又は、令和2年3月31日までに当 該課程を修め卒業見込みの者。
保 育 士	短期大学 卒業程度	若干名	昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、 保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有し、保育士登録済の者 又は、令和2年3月31日までに当該資格を取得、登録見込みの者。 尚、幼稚園教諭免許更新未了者については、令和2年3月31日ま でに更新見込みの者。

※ 保育士は幼児教育の業務に従事することがあるため、幼稚園教諭免許も資格要件としています。  
「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 美波町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者